

令和6年度確定申告 電子申告を希望される事業所様へ

平素は商工会事業に対するご理解ご協力を賜り厚く御礼申し上げます。

さて、令和2年分の所得税確定申告から65万円の青色申告特別控除の適用要件が変わりました。

◎電子申告(e-tax)にて申告しますと、控除合計金額が「10万円」が上がります。

改正前（令和元年年分申告まで）				改正後（令和2年分申告以後）			
控除額			要件	控除額			要件
青色 控除	基礎 控除	合計	記載方法 申告方法	青色 控除	基礎 控除	合計	記載方法 申告方法
65 万円	38 万円	103 万円	(1)正規の簿記の原則で記帳 (複式簿記) (2)貸借対照表と損益計算書 を添付 (3)期限内申告	65 万円	48 万円	113 万円	【改正前の「65万円控除」の要件】 + e-Taxによる 電子申告 又は 電子帳簿保存
10 万円	38 万円	48 万円	簡易な記帳	55 万円	48 万円	103 万円	【改正前の「65万円控除」の要件】
				10 万円	48 万円	58 万円	【改正前の「10万円控除」の要件】

【国税庁ホームページより抜粋】

令和2年度より青色申告特別控除の対象となっている事業所様で電子申告を希望される事業所様は令和2年度より、電子申告の送信日を設けさせていただきました。日程は下記の2日間のみとなっております。

・令和7年2月28日(金) 10:00～14:00 場所:清須市商工会館

・令和7年3月7日(金) 10:00～14:00 場所:清須市商工会館

※12:00～13:00はお昼休憩のため、ご対応はできません。

※ただし、電子申告の対象となる条件といたしまして

- ① 上記の2日間の日程までに決算申告の指導日にて、税理士の確認が済んでいること
- ② 所得税のみ(消費税・贈与税等は対象外)
- ③ 決算申告会場にて、国税庁ホームページの作成コーナーで税理士が作成したデータがあること
- ④ 国税庁ホームページの作成コーナーではなく、会計ソフトの「弥生会計」にて電子申告される事業所様は弥生会計のバージョンが23以上であることが対象の条件となりますので、ご理解ご協力をお願いします。

※弥生会計の仕様変更により2世代前までの対応となります。

※本年度より、電子申告を希望される事業者様には、令和7年3月10日(月)までに電子申告手数料(税込2,200円)をお支払いいただきます。予めご了承ください。

※手書きの申告書及び弥生会計以外の会計ソフトでは電子申告はできませんのでご了承ください。